

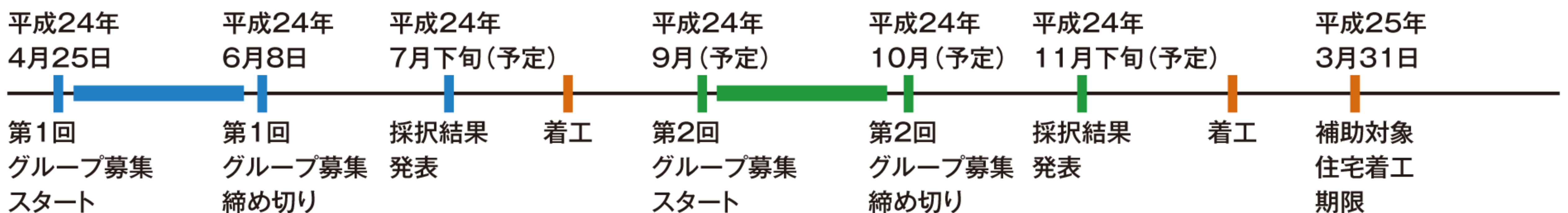
地域型住宅ブランド化事業

中小ビルダー様が、他のビルダー様や木材、建材流通等の関連事業者とともにグループを組み、認証されたルールに則って地域材を活用した長期優良住宅を建設した場合に、最大120万円までを補助するという制度です。支援は、グループ募集と補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。

★★★
**上限
 120万円**
 (地域材を50%以上使用の場合)
 H24.10に募集締切(予定)

グループ応募は4～6月と9～10月の2回

事業に取り組むグループの募集は年2回。第1回目の応募は6月8日まで。第2回は9月～10月初旬の応募期間を予定しています。ビルダー様が補助金を受けるためには、このグループに参加することが条件となります。



ビルダー様はグループ参加が条件

昨年までの「木のいえ整備促進事業」の後継事業で、長期優良住宅の普及、地域材の活用という点は共通していますが、ビルダー様の参加方法が大きく変わりました。

ビルダー様が取り組む場合、右の表に示された要件を満たすグループへの参加が絶対条件となりました。グループは使用する材料、設計方法などについて共通ルールを定め、国の評価を受けます。ビルダー様が建設する住宅もその共通ルールに則っていなければ補助を受けることはできません。

なお、ビルダー様が複数のグループに重複して参加することは認められています。

■応募要件

グループの要件	地域材を活用した木造の長期優良住宅の供給に取り組み、その構成員は、次の①～⑥の業種ごとに1事業者以上によって構成されていること。①原木供給、②製材・集成材製造・合板製造、③建材流通、④プレカット加工、⑤設計、⑥施工、⑦その他	
対象住宅	⑥の施工は、5から10事業者程度以上で構成し、かつ、個々の事業者は原則として元請の年間新築住宅供給戸数が50戸程度未満(直近3年間の年間平均新築住宅供給戸数が54戸以下)の住宅生産者であること	
	採択されたグループ毎の地域型住宅の共通ルール等に則して、グループの構成員である中小住宅生産者等により供給されるもの	
	主要構造部が木造のもの	
	産地証明等がなされている地域材を使用すること	
1戸あたり補助金額	地域材の割合が少ない住宅	上限100万円
	地域材を柱・梁・桁・土台の過半に使用した住宅	上限120万円
補助件数	1事業者あたり5戸まで(特定被災地域の事業者は10戸まで)	

地域型住宅ブランド化事業のイメージ

関連地域産業連携による生産体制

原木供給者
 製材事業者
 建材流通事業者
 プレカット工場
 建築士事務所
 ビルダー様

地方自治体による協力

住宅像の明確化

地域型住宅の具体像、共通ルール

地域の気候風土、街並み景観の特徴
 地域材の特徴、供給体制の現状
 地域型住宅の具体像
 地域型住宅の規格・仕様に関するルール
 地域材の供給・加工・利用に関するルール
 積算、資材調達、施工に関するルール
 地域型住宅の維持管理に関するルール

ブランド化

具体的取組、役割分担

・信頼性確保
 ・維持管理
 ・普及促進
 ・技術継承
 ・新技術導入
 ・資源循環利用
 ・災害時の対応

**対応の
ポイント**

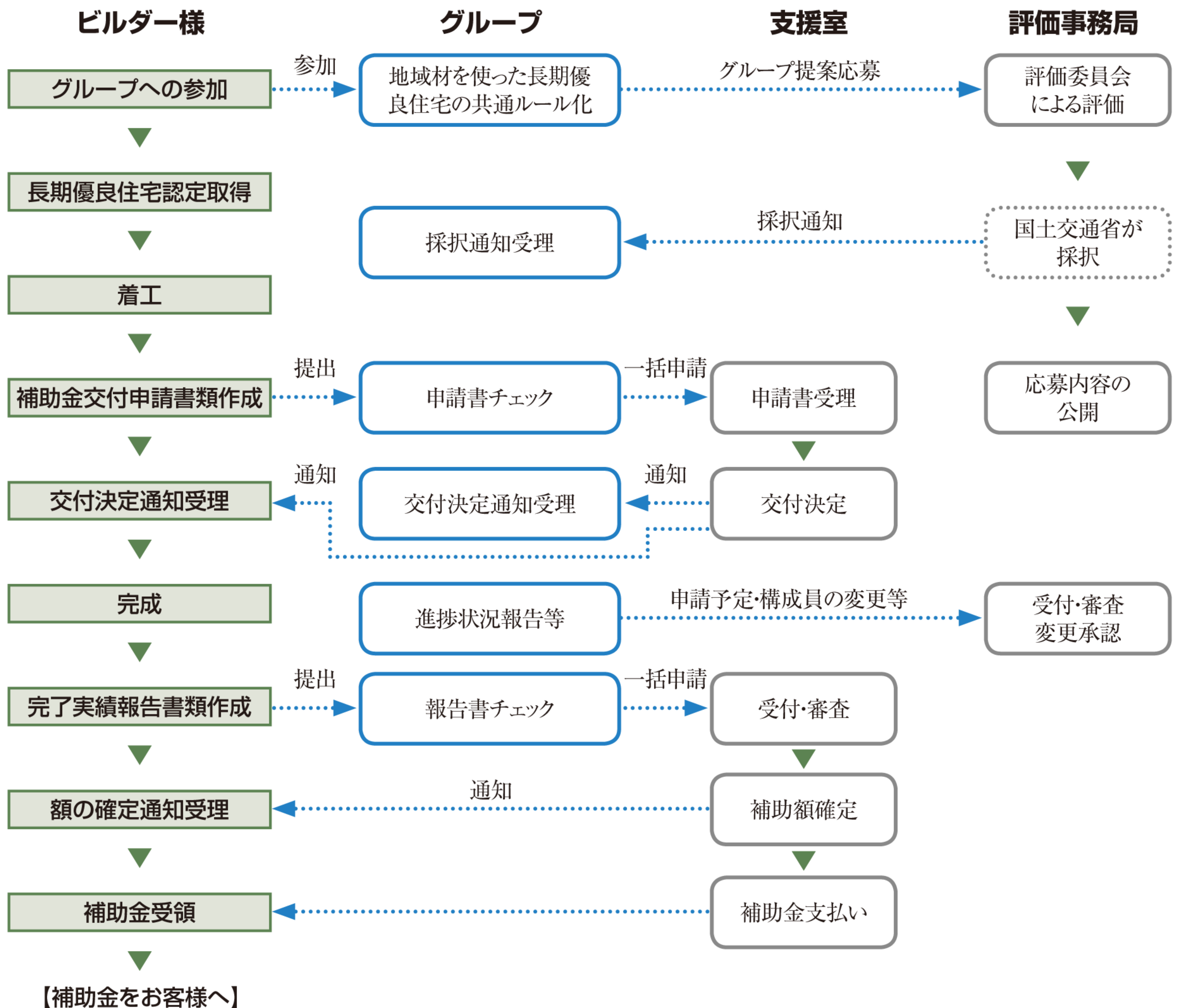
優遇制度の併用による金銭的メリットを提案する



「地域型住宅ブランド化事業」に加えて、住宅ローン減税の長期優良住宅型あるいは所得税特別控除、登録免許税、不動産取得税、固定資産税の減免措置といった減税措置(P27~28参照)、フラット35Sエコ(P22参照)の優遇金利が併用できます。その金銭的メリットは大きく、長期優良住宅にするための割増費用は軽くクリアしてしまうケースもあります。積極的に提案していきましょう。詳しくはP7・8を参照してください。

地域型住宅ブランド化事業における補助金取得の流れ

地域型住宅ブランド化事業の補助金を獲得するポイントは2つ。まず「地域型住宅」の共通ルールをつくるグループに参加することが第一。そして、参加グループの提案が採択されてから着工することです。なお、補助金申請、完了実績報告はグループがとりまとめて一括申請します。



■問い合わせ先

【地域型住宅ブランド化事業について】

地域型住宅ブランド化事業評価事務局 (一般社団法人 木を活かす建築推進協議会内)
 http://www.chiiki-brd.jp TEL:03-3560-2886 月～金曜日(9:30～17:00/祝日、年末年始を除く)
 FAX:03-3560-2878 メール:info@chiiki-brd.jp ※原則として問い合わせはFAXまたはメール